

葛飾区児童相談所の設置について

平成 28 年の児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、特別区において児童相談所の設置が可能となりました。これを受けて、令和 4 年 10 月 18 日、葛飾区は厚生労働省に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。この政令指定を受けることにより、葛飾区は児童相談所を令和 5 年度に開設することができます。

1 基本理念

平成 28 年度の児童福祉法改正では、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、心身の健やかな成長、発達、自立を図ることなど等しく保障される権利を有することが明記されました。

本区は、このような児童福祉法の理念のもと、「子どもとその家庭が安全で安心して自立した生活ができるかつしか」の実現をめざします。

かつしかの子どもは葛飾で守る、それは葛飾区の誇りです。

2 葛飾区児童相談所の概要

開設日：令和 5 年 10 月 1 日(日)
所在地：葛飾区立石二丁目 179 番 1、2
延床面積：3,936.02 m²
規模等：鉄骨造 4 階建て

4 階	管理エリア
3 階	一時保護所エリア(日中活動を行う共用ゾーン)
2 階	一時保護所エリア(居室ゾーン)
1 階	児童相談所エリア

【案内図】



【葛飾区児童相談所イメージパース】



3 子ども総合センターと児童相談所・一時保護所の今後の展望

子ども総合センターでは、様々な課題を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、未然に課題の発生や重篤化を防ぐための支援機能の強化が不可欠です。そこで、子ども総合センター機能と体制の拡充を図りながら、継続的かつ専門的な地域密着型の見守り体制の構築をめざします。

新たに設置する児童相談所は、子どもの命と安全確保を第一に考え、法的介入をはじめとした措置機能や一時保護機能を活用することで、これまで子ども総合センターで支援に限界を感じていた子どもや家庭に対しても、専門的な対応ができるようになります。

このように、子ども総合センターと児童相談所が両輪となり、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた切れ目のない支援を、これまで以上に適切かつ迅速に行う体制を構築し、児童相談体制の強化をめざします。

※子ども総合センターは、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の両方の機能をあわせもつ機関です。

4 葛飾区が目指す児童相談体制 5つの目標

- (1) 子どもの最善の利益を確保することを第一に考えます。
- (2) 子ども総合センターと児童相談所の緊密な連携を図ります。
- (3) 子どもや家庭に対する自立支援の充実を図ります。
- (4) 虐待予防に対する支援の充実を図ります。
- (5) 地域の見守り力の育成を図ります。

